

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	宜野湾市 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>宜野湾市は高齢者の医療の確保に関する法律及びこの法律に基く条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入力し、沖縄県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。</p> <p>②被保険者証の交付等に関する事務 資格異動に伴う被保険者証の交付申請、各種届出書の受付、広域連合への申請書・届出書の送付、証の交付手続きを行う。</p> <p>③医療給付を行うための手続きに係る事務 限度額証等の交付等受付、交付手続き、療養費等の支給に係る申請書の提出受付、広域連合への申請書・届出書を送付する。</p> <p>④高額医療・高額介護の連携情報を管理する。</p> <p>⑤保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入力し、広域連合に提供する。</p> <p>⑥特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</p> <p>⑦広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。</p> <p>⑧徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。</p> <p>⑨納期限までに完納しない場合は、保険料未納者に対して督促状を発送する。</p> <p>⑩督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。</p> <p>⑪被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p>
③システムの名称	1. 後期高齢者医療広域連合標準システム 2. 後期高齢者医療保険システム 3. 庁内連携システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 後期高齢者医療情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 項番82
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 健康推進部 国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 総務係 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 健康推進部 国民健康保険課 後期高齢者医療係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 後期高齢者医療広域連合標準システム 2. 後期高齢者医療保険システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 後期高齢者医療広域連合標準システム 2. 後期高齢者医療保険システム	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)後期高齢者医療情報ファイル (2)宛名管理情報ファイル	後期高齢者医療情報ファイル	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59項	番号法第9条第1項 別表第一の59項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第46条 宜野湾市個人番号の医療及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	1)実施する	2)実施しない	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番83 (別表第二における情報照会の根拠) 項番82		事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国民健康保険課長 普天間 朝彦	国民健康保険課長 伊佐 真	事後	
平成28年4月1日	II しきい値 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
平成28年4月1日	II しきい値 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成29年4月1日	II しきい値 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II しきい値 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国民健康保険課長 伊佐 真	国民健康保険課長	事後	
平成30年4月1日	II しきい値 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月20日	IVリスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
平成31年4月1日	II しきい値 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手)	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手)	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 後期高齢者医療広域連合標準システム 2. 後期高齢者医療保険システム	1. 後期高齢者医療広域連合標準システム 2. 後期高齢者医療保険システム 3. 庁内連携システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療情報ファイル	1. 後期高齢者医療情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	2)実施しない	1)実施する	事前	情報提供ネットワークシステムへの接続開始申請に伴う
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	番号法第19条第8号 別表第二 項番82	事前	情報提供ネットワークシステムへの接続開始申請に伴う
令和4年3月11日	II しきい値 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月11日	II しきい値 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月11日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和4年3月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	情報提供ネットワークシステムへの接続開始申請に伴う
令和4年3月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	情報提供ネットワークシステムへの接続開始申請に伴う